

第 1 1 号議案

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 国民健康保険法第 5 9 条の規定により療養の給付等の制限を受けている者
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国民健康保険税の減免の対象者について、より明確化するため、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。